

指定管理者候補者選定評価表(市川市放課後保育クラブ)

| 評価項目・評価観点 | | 市川市社会福祉協議会 |
|------------------------|--------------------------------|------------|
| 1. 法人等全般 理念・方針・目的・人的能力 | | 10点 |
| 市民の平等な利用の確保 | ①公の施設を運営する考えを持っているか | 2点 |
| | ②定款等に同種の業務内容が記載されているか | 2点 |
| | ③法令等の遵守状況(直近3年間) | 2点 |
| | ④放課後保育クラブの運営実績 | 2点 |
| 物的、財政的、人的能力を有する。 | ⑤指導員配置状況 | 2点 |
| 2. 管理運営 管理・運営・サービス提供 | | 16点 |
| 市管理運営と同等以上のサービスの提供 | ①1学校との連携 | 2点 |
| 市管理運営と同等以上のサービスの提供 | ②保護者とのコミュニケーション | 2点 |
| 市管理運営と同等以上のサービスの提供 | ③おやつのアレルギー対策 | 2点 |
| 市管理運営と同等以上のサービスの提供 | ④保育の実施に当たり保護者の満足度調査を行うシステムがあるか | 2点 |
| 人的能力を有する。 | ⑤指導員の研修について | 2点 |
| 市管理運営と同等以上のサービスの提供 | ⑥虐待を受けていると思われる児童に対する連絡体制 | 2点 |
| 人的能力を有する。 | ⑦危機管理に対する対応について | 2点 |
| 人的能力を有する。 | ⑧個人情報の保護について | 2点 |
| 合 計 | | 26点 |

基準評価点17点

(手続き条例第2条第1号:7点、第2号:5点、第3号:5点)

【当法人を候補者とするについて】

市川市放課後保育クラブの指定管理者については、支援員等の確保や学校との連携、利用者からの信用が必要であり、そのためには地域に精通した団体であること、また放課後保育クラブの運営に実績とノウハウを有している必要がある。また放課後保育クラブは児童福祉法上、放課後児童健全育成事業として実施団体は事業実施の届出をする必要があるが、社会福祉法人市川市社会福祉協議会においてはこれらの点においてクリアすると共に、現状の市川市放課後保育クラブの運営において満足度の高い保育クラブの運営がされていると認められていることから、総合的に判断して同法人を指定管理者の候補者とするもの。

【選考委員の主な意見は以下のとおり】

社会福祉協議会は高齢者を含め、非常に多方面までの社会福祉をカバーしており安心できる団体である。学校との連携のための工夫、危機管理体制などは非常に成熟してきており、現状十分に標準以上の運営は行われている。アンケート等、保護者からのニーズに対応するのは大変だと思うが、今後も一層しっかりした対応とサービス向上が期待される。